

平成30年8月20日  
東海財務局

協同組合下田クレジットが取扱っていた商品券をお持ちの方へ  
～発行保証金の還付手続きについて～

協同組合下田クレジットが取扱っていた商品券をお持ちの方は、当組合が供託している発行保証金から還付を受けることができますので、受付期間内に、いずれかの方法で申出てください。

※ 本件については、平成30年8月20日付の官報で公示しています。

【受付期間】 平成30年8月20日（月）～平成30年10月31日（水）

【申出の方法】

郵送 …… 東海財務局へ申出書などを郵送してください。

詳しくは、【郵送受付】をご覧ください

窓口 …… 静岡財務事務所（静岡市）へお越しください。

詳しくは、【窓口受付】をご覧ください

現地 …… 平成30年9月12日（水）～平成30年9月15日（土）は、下田市内で手続きができます。詳しくは、【現地受付】をご覧ください。

【留意事項】

- (1) 平成30年11月1日以降は、申出の受付はできません。
- (2) 債権の申出ができるのは、協同組合下田クレジット又は下田市商店連合会が発行した500円の紙券です。
- (3) 申出時に還付金を受け取ることはできません。還付の実施（当局から「証明書」を送付します。）は、平成31年5月頃の見込みです。
- (4) 還付は、当組合が法令に基づき供託している発行保証金から、官報公示費などの還付手続きに必要な費用の額を控除した金額の範囲内で行います。よって、還付額は申出額を下回る場合があります。
- (5) 法人の方又は申出額が10万円を超える方は、還付金の請求時に印鑑証明書が必要な場合があります。申出書には、印鑑証明書に登録された住所（本店所在地）及び氏名（商号又は名称及び代表者氏名）を記入してください。
- (6) 還付金の請求に必要な「証明書」は、申出書に記入された債権者の住所及び氏名のとおり発行します。申出後に住所又は氏名の変更が生じた場合は、そのままでは還付を受けられませんので、必ず東海財務局までご連絡ください。
- (7) 還付金の請求は、静岡地方法務局下田支局で、債権者の方に行っていただきます。その際には、当局が送付する「証明書」、債権者名義の銀行口座などが必要です。詳しい手続きは、還付の実施時にお知らせします。
- (8) 還付手続きにおいて、債権者の方にATMを操作していただくことは絶対にありません。『還付金詐欺』が多発していますので、十分にご注意ください。

【問合せ先】

ご不明な点がございましたら、東海財務局理財部金融監督第4課（☎052-951-2494）にお問い合わせください。

## 【郵送受付】

申出書、商品券と返信用封筒を、東海財務局に郵送してください。

○ **申出書**

記入要領に従って正確に記入し、忘れずに押印してください。

○ **商品券**

協同組合下田クレジットが取扱っていた商品券の原本が必要です。

○ **返信用封筒**

8 2 円切手を貼り、返信先の住所、氏名を記入してください。申出書の受付後、申出書控えを郵送するために使用します。

### ◆留意事項◆

- 平成30年10月31日の消印まで有効です。

なお、郵便事故等による紛失や遅延などについては、当局では責任を一切負いませんので、あらかじめご了承ください。必要に応じて書留郵便などをご利用ください。

また、申出書の送付費用は債権者にご負担いただきます。

- 商品券は現物を郵送していただきますので、コピーを取るか、商品券の左肩に記載されている商品券番号を記録して、お手元に保管してください。
- 申出書の郵送後、2週間を経過しても申出書控えが返送されない場合は、東海財務局にご連絡ください。

### ◆郵送先◆

〒460-8521

名古屋市中区三の丸3-3-1 東海財務局 金融監督第4課 下田クレジット係

☎052-951-2494 (直通)

## 【窓口受付】

商品券、印鑑と委任状（必要な方のみ）をお持ちのうえ、東海財務局静岡財務事務所にお越しください。

○ **商品券**

協同組合下田クレジットが取扱っていた商品券の原本が必要です。

○ **印鑑**

手続きにお越しになる方の印鑑で、朱肉を使用するものが必要です。認印でかまいません。

○ **委任状**

商品券保有者（債権者）以外の方が手続きにお越しになる場合は、債権者が記入し押印した委任状が必要です。委任状の様式は任意です。

### ◆留意事項◆

- 受付時間は、平日9時～12時、13時～17時です。
- 来場の予約は不要です。混雑時はお待ちいただくこともありますので、ご了承ください。
- 窓口で、申出書を記入していただきます。申出書は、窓口に用意してあります。

### ◆窓口◆

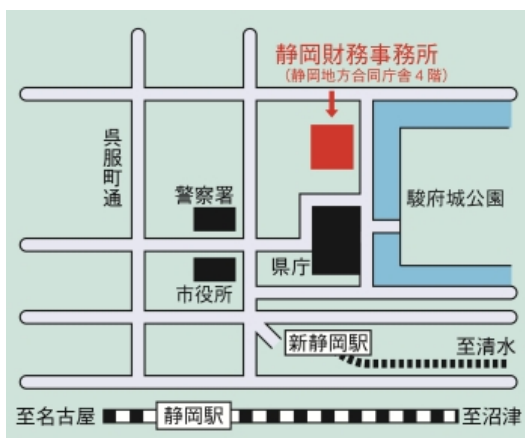
〒420-8636

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎4階

東海財務局 静岡財務事務所 理財課

☎054-251-4321（代表）

### ◆案内図◆



## 【現地受付】

平成30年9月12日（水）～平成30年9月15日（土）の4日間、下田市内で受付を行います。

商品券、印鑑と委任状（必要な方のみ）をお持ちのうえ、会場にお越しください。

### ○ 商品券

協同組合下田クレジットが取扱っていた商品券の原本が必要です。

### ○ 印鑑

手続きにお越しになる方の印鑑で、朱肉を使用するものが必要です。認印でかまいません。

### ○ 委任状

商品券保有者（債権者）以外の方が手続きにお越しになる場合は、債権者が記入し押印した委任状が必要です。委任状の様式は任意です。

### ◆会場◆ ※日によって異なります

平成30年9月12日（水） 道の駅 開国下田みなと 会議室3

平成30年9月13日（木） 道の駅 開国下田みなと 会議室3

平成30年9月14日（金） 下田市民文化会館 小ホール

平成30年9月15日（土） 下田市民文化会館 小ホール

### ◆留意事項◆

○ 受付時間は、9時から17時までです。

○ 来場の予約は不要です。混雑時はお待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

○ 会場で、申出書を記入していただきます。申出書は、会場に用意してあります。

### ◆会場案内図◆



### ◆照会先◆

東海財務局 理財部 金融監督第4課 ☎052-951-2494（直通）

（ご質問等は東海財務局へご連絡願います。会場へのお問い合わせはお控えください。）

- 楷書ではっきりと記入してください
- 訂正がある場合は、申出人の印鑑で訂正印を押印してください

## 記入要領

### 1. 債権者の名称及び住所

(〒 460 - 8521 )

住所 名古屋市中区三の丸3丁目3番1号 東海財務局ビル301

(フリガナ) トウカイ ハナコ  
氏名 東海 花子  
(名称及び代表者の役職氏名)

商品券保有者の住民票の住所・氏名、  
法人登記の本店所在地等を記入

(〒 - )  
(住所と通知の場所が異なる場合は通知先)

住所地以外への送付を希望する場合のみ記入

### 2. 債権額 (総額) 10,500 円 (①+②) 債権額(総額)の訂正は不可

(内訳) 500円券 (協同組合下田クレジット) × 20 枚 (① 10,000 円)

500円券 (下田市商店連合会) × 1 枚 (② 500 円)

### 3. 債権発生の原因たる事実 協同組合下田クレジット取扱い商品券 発行者(商品券の表中央に記載)

### 4. その他参考となる事項 平成30年6月28日付破産手続開始 ごとに、枚数と金額を記入

上記のとおり、資金決済に関する法律第31条第2項

申出年月日(郵送の場合は記入日)を記入

平成30年9月13日

商品券保有者が申出の場合は、1.と同じ

商品券保有者以外が申出の場合は、商品券保有者が記入し押印した委任状を提出のうえ、申出書には代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、代理人が押印

住所 名古屋市中区三の丸3丁目3番1号

氏名 東海 花子  
(名称及び代表者の役職氏名)

電話番号 052-951-2995

印

朱肉を使用する印鑑で押印、認印可

日中、連絡が取れる電話番号を記入

東海財務局長 殿

受付  
番号

当局記入欄

### 債権者の名称及び住所

住所: (〒460-8521) 名古屋市中区三の丸3丁目3番1号 東海財務局ビル301

氏名: 東海 花子

申出書1.と同じ

### 債権額 (総額) 10,500 円 (①+②) 申出書2.と同じ

(内訳) 500円券 (協同組合下田クレジット) × 20 枚 (① 10,000 円)

500円券 (下田市商店連合会) × 1 枚 (② 500 円)

申出書控え

受付  
番号

当局記入欄

※ 申出書に記載された内容は、発行保証金の還付に係る手続きに利用するほか、裁判所又は破産管財人に提供いたしますので、ご了承ください。

申 出 書

1. 債権者の名称及び住所

(〒            -            )

住所

(〒            -            )

〔住所と通知の場所が異なる場合は通知先〕

(フリガナ)

氏 名

(名称及び代表者の役職氏名)

2. 債権額 (総額) \_\_\_\_\_円 (①+②)

(内訳) 500円券 (協同組合下田クレジット) × \_\_\_\_\_枚 (①) \_\_\_\_\_円)

500円券 (下田市商店連合会) × \_\_\_\_\_枚 (②) \_\_\_\_\_円)

3. 債権発生の原因たる事実 協同組合下田クレジット取扱い商品券の取得

4. その他参考となる事項 平成30年6月28日付破産手続開始決定

上記のとおり、資金決済に関する法律第31条第2項の規定により債権の申出をします。

平成      年      月      日

住 所

氏 名

(名称及び代表者の役職氏名)

印

電話番号

東海財務局長 殿

受付  
番号

----- キ リ ト リ -----  
債権者の名称及び住所

住所：(〒            -            )

氏名： \_\_\_\_\_

債権額 (総額) \_\_\_\_\_円 (①+②)

(内訳) 500円券 (協同組合下田クレジット) × \_\_\_\_\_枚 (①) \_\_\_\_\_円)

500円券 (下田市商店連合会) × \_\_\_\_\_枚 (②) \_\_\_\_\_円)

申出書控え

受付  
番号

※ 申出書に記載された内容は、発行保証金の還付に係る手続きに利用するほか、裁判所又は破産管財人に提供いたしますので、ご了承ください。

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、前払式支払手段発行者協同組合下田クレジットにかかる資金決済に関する法律第31条第2項に規定に基づく債権の申出に関する一切の権限を委任します。

### 記

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_

債権者との関係 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

債権者住所 \_\_\_\_\_

債権者氏名 \_\_\_\_\_ 印

債権者電話番号 \_\_\_\_\_

東 海 財 務 局 長 殿